

資料 1

名張市教育大綱(案)

令和 3 年 月

三重県名張市

目 次

	ページ
1 はじめに	3
2 策定の趣旨	3
3 計画期間	3
4 目指すまちの将来像	3
5 位置づけ	4
6 基本方針	5

1 はじめに

2015（平成27）年4月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。これを受け、本市では市長及び教育委員会で構成する「総合教育会議」を2015（平成27）年4月20日に設置しました。

市長は、教育基本法第17条に規定する教育振興基本計画を参照し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされていますことから、総合教育会議で教育委員会と協議し、「名張市教育大綱」（以下、「本大綱」という。）を策定しました。

2 策定の趣旨

名張市総合計画「新・理想郷プラン」（以下、「総合計画」という。）は、計画期間を10か年間とする「基本構想」と、第1次・2次の「基本計画」の2層で構成する計画で、2016（平成28）年度を初年度としております。

本市政進展のうえで最も重要な課題として捉えているのが、人口減少とともに超高齢社会の到来です。本市が、いつまでも住み続けたいまちであるためには、可能な限り人口の維持に努めるとともに、バランスのとれた人口構造を維持することが重要です。

そこで、総合計画では、「元気創造プロジェクト」、「若者定住プロジェクト」及び「生涯現役プロジェクト」の3つのプロジェクトを重点戦略と位置付け、各種施策を横断的・多面的かつ一体的に取組を進めることで、本市の重要課題の解決を目指します。

本大綱は、総合計画に定める本市の目指すまちの将来像を実現するための、教育及び文化・スポーツ振興の基本方針として定めました。

3 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

4 目指すまちの将来像

『豊かな自然と文化に包まれて 誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張』

5 位置づけ

本大綱は、総合計画に定める教育等の振興に関する施策についての基本方針を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に規定する大綱として位置づけたものです。

また、国の第3期教育振興基本計画の基本的な方針を参照しつつ、総合計画の教育分野の計画と位置づけた「名張市教育振興基本計画『名張市子ども教育ビジョン』」をはじめ、「名張市スポーツ推進計画」や生涯学習分野の計画等、各種計画と相互に補完しながら、子どもの健全育成に関する基本計画「ぱりっ子すくすく計画」との整合性・一貫性を図り、総合計画に定める目指すまちの将来像や基本目標の実現に取り組むこととします。

さらには、総合計画では、「市民との協働」を定め、計画推進にあたっては、行政のみならず、市民一人ひとりの主体的な参画のもと、互いの役割と責任を自覚し、ともに知恵を出し合い、協働によるまちづくりを進めていくこととしております。

このようなことから、本大綱は、総合計画に則るとともに、「未来を担う子どもの夢を実現するため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、一丸となって子どもの教育に向き合います。」と位置付けた、子ども教育ビジョンの基本理念を意識し、重点的に取り組んでいく事項を基本方針として定めました。

名張市総合計画「新・理想郷プラン」

目指すまちの将来像「豊かな自然と文化に包まれて誰もが元気で幸せに暮らせるまち 名張」

[基本目標1] 支え合い 健康でいきいきと暮らせるまち（子ども・子育て支援）

[基本目標3] 活力に満ちて暮らせるまち（人材の育成）

[基本目標4] 豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち

（学校教育・青少年健全育成・生涯学習・生涯スポーツ・文化振興）

教育分野の計画

名張市教育大綱

名張市の教育等の振興に関する施策についての基本的な方向性

個別分野の計画等

名張市教育振興基本計画
（第二次名張市子ども教育ビジョン）

ぱりっ子すくすく計画
(第4次)

第三次
名張市子ども読書活動推進計画

名張市スポーツ推進計画

名張市の地域における
生涯学習推進に関する指針

子どもを対象

全ての年代を対象

参照

第3期教育振興基本計画（国）～5つの基本的な方針と21の教育政策の目標～

6 基本方針

1 生涯現役社会の創造【活躍】

- ・市民が互いを尊重し認め合い、多様な個性・能力を生かして活躍できる社会を創造します。
- ・市民がいつまでも健康で生きがいをもって、地域社会の担い手として活躍できる、人生100年時代の到来に向けた社会を創造します。
- ・市民が生涯楽しく学び続けることができ、自己実現を可能にする生涯学習の充実を進めます。

2 市民文化の創造【愛着】

- ・市民が生活環境を守り育てる意識を持ち、自然に包まれ四季を感じながら快適に暮らせる社会を創造します。
- ・貴重な歴史、文化や芸能等を後世に継承するとともに、魅力ある新しい名張文化を創造します。
- ・豊かな地域資源と多様な文化資源を活用し、市民が郷土に誇りと愛着を感じられるふるさとづくりを創造します。

3 豊かな心と健やかな体の創造【活力】

- ・市民が主体的に行う健康づくりの取組を支援するとともに、健康を維持・増進する環境整備を進めます。
- ・市民が「いつでも、誰でも、いつまでも」スポーツに親しみ、健康ではつらつとした暮らしを営むことができる生涯スポーツを創造します。
- ・市民が交流の輪を広げ、あらゆる世代が豊かな心や相互の絆を育む環境づくりを推進し、ゆとりや潤いのある豊かな生活と新しい社会を創造します。

4 生きる力を育む教育の創造【育成】

- ・広い視野をもって、「なばり」の元気を支え、「なばり」の未来を拓く人材を育みます。
- ・子どもに充実した人生を主体的に切り拓いていく「夢を実現する力」、未来の社会を築きリードする「社会を拓く力」を育みます。
- ・「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGs^{*}の理念のもと、持続可能な社会の創り手を育成する教育を推進します。
- ・子どもの学びを保障するとともに、若い世代が安心して働き、子育て・教育がしやすい環境整備を進めます。

5 未来への創造【創生】

- ・市民が自主自立し、いつまでも暮らし続けることのできる「なばり」を創造します。
- ・地域間・世代間のネットワークを広げ、多様な主体の連携・協働による魅力ある「なばり」を創造します。
- ・みんなが大切にされ、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、安全で安心な「なばり」を創造します。
- ・新たな時代の礎となる「ひとを育て、まちを育てる教育」に市民総ぐるみで取り組み、誰からも選ばれる活気に満ちた未来の「なばり」を創造します。

【文言解説】

SDGs^{*}……

Sustainable Development Goals（持続的可能な開発目標）の略称。2015年国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の17の開発目標です。国の「SDGs実施指針」において、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGsを主流化することとされています。